

どうなる 皇位継承に伴う贈与税

本年5月1日に即位の礼によって、新しい天皇（徳仁）が位につかれます。皇嗣が皇位につかれることを公に告げられる即位の礼において、剣璽等承継の儀（天皇が皇位を承継された証として剣璽・御璽・国璽を承継される儀式）、即位後朝見の儀、即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀、饗宴の儀が行われます（皇室典範第24条）。

剣璽（宝剣と神璽）は、ご大喪・ご即位・ご結婚などの行事に用い、御璽（「天皇御璽」と刻された天皇の御印）は、詔書・法律・政令・条約の公布文、条約の批准書などに押印されます。また、国璽は、「大日本国璽」と刻された国印で勅記に押印されます。

また、皇位とともに伝わるべき由緒ある物とは、三種の神器（八咫鏡（やたのかがみ）・草薙剣（くさなぎのつるぎ）・八咫瓊勾玉（やさかにのまがたま））、宮中三殿（賢所（神鏡を安置）・皇霊殿（歴代天皇の神霊を祀る神殿）・神殿（八神と天神地祇を祀る神殿））で、皇位とともに承継されるべき由緒ある物（皇室経済法第7条）と定めています。

1. 昭和天皇崩御と相続税

昭和天皇は、昭和64年1月7日午前6時33分、皇居・吹上御所で87歳で崩御されました。

相続税法第1条の3（相続税の納税義務者）において、「相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者で、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するものについては、相続税を納める義務がある」としています。そのため、天皇であっても一般国民と同様に相続税の納税義務があることとなります。そのことから、今上天皇（明仁）が昭和天皇から遺産9億9,557万円を相続し、約4億2,800万円の相続税を納税されたそうです。

また、天皇であっても所得があれば一般国民と同様に納税義務があります。所得税法第9条①十二には、所得税を課さないものとして、皇室経済法第4条①（内廷費は、法律で定める定額を、毎年支出し、御手元金となる）、及び第6条①（皇族費、内廷費に準じて御手元金となる）の規定により受ける給付」としています。「内廷費」とは、天皇家と皇太子家に支払われるお金で、それ以外の皇族には、品位保持の資に充てるために「皇族費」が支給されます。内廷費は、平成30年度は3億2,400万円、皇族費の総額は、3億6,417万円支給されました（宮内庁ホームページより）。

天皇家に支払われた内廷費は御手元金とされていることから、消費されなかったお金が蓄積されて財産として残り、それに対して相続税が課されたものと思われます。ちなみに、納税地は、相続税法第62条において、被相続人の住所地とされていることから「麹町税務署」になると思います。

2. 相続税法の非課税規定

相続税法第12条には「皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物」は相続税の課税価格に算入しないとされています。そのため、昭和天皇から今上天皇（明仁）が相続された三種の神器などは相続税法上非課税とされています。しかし、贈与税の非課税規定（相続税法第21条の3）には、皇位継承とともに受けた物について、贈与税を課さないとする規定が設けられていません。

3. 贈与税の課税はどうなる

平成31年度税制改正において、贈与税の非課税規定の改正は行われていません。そうすると新しい天皇（徳仁）が皇位継承にともない受けた物にも贈与税が課されることになってします。

しかし、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（第125代天皇である今上天皇（明仁）の退位等に関して皇室典範の特例を定めた法律）が平成29年6月16日に公布されています。

その附則第7条（贈与税の非課税等）では、「・・・皇位の継承があった場合において皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物には贈与税を課さない。前項の規定により贈与税を課さないこととされた物については、相続税法第19条第1項の規定は、適用しない。」としています。

この規定により、今回の皇位継承により、皇嗣が皇位とともに受けた物については贈与税は非課税とされます。また、皇位継承にともない受けた物については、継承後3年以内に上皇（明仁）殿下が崩御されても、相続税の生前贈与加算（相続税法第19条第1項）の対象とはならないこととなります。